

生計維持者について

生計維持者とは、生徒・学生の学費や生活費を負担する人であり、原則出願者の父母（父母ともいない場合は代わって生計を維持している主たる人）です。

生計維持者となる人の例

I 父母ともにいる場合		生計維持者
1	父母と同居・別居（一人暮らし）	父母（2名）
2	父母どちらか又は両方が海外赴任・単身赴任	※父母が無職無収入の場合でも生計維持者となります。 ※以下のような場合でも父母（2名）が生計維持者となります。 ・出願者自身のアルバイト収入で生計を立てている場合 ・父母と離れて暮らす社会人の兄と同居している場合 等
II 父母が離婚調停中		生計維持者
1	父母が離婚調停中	父母（2名） ※離婚調停中でも原則は父母となります。
2	父母が離婚調停中（父又は母は別居しており、一切の支援を得られない）	出願者の生活を支援する父又は母（1名）
III 父母が離婚		生計維持者
1	父母が離婚し、父又は母（いずれか一方）と同居している	同居している父又は母（1名） ※出願者と別居している父又は母から日常的に金銭的支援を受けている場合は父母2名になります。
2	父母が離婚後、再婚（事実婚含む）している	父又は母と再婚相手（2名）
IV 父母と死別又は意識不明		生計維持者
1	父又は母と死別（再婚していない）	左記に該当しない父又は母（1名）
2	父母と死別し、親族から支援を受けながら一人暮らしをしている	主に支援している親族（1名） ※支援している人が複数人であっても、主に生計を維持している1名となります。
3	父又は母が意識不明（精神疾患含む）により意思疎通ができない	意思疎通できる父又は母（1名） ※意思疎通できない父又は母は生計維持者に含まれません。
V 出願者が生計維持者となる場合（独立生計者）		生計維持者
1	社会的養護を必要とし、18歳となる前日に児童養護施設等に入所していた又は里親に養育されていた	出願者（1名） ※左記に該当する場合、父母にかかわらず、出願者（1名）が生計維持者となります。
2	出願者が結婚しており、出願者が納税手続きにおいて配偶者を扶養している	出願者（1名）

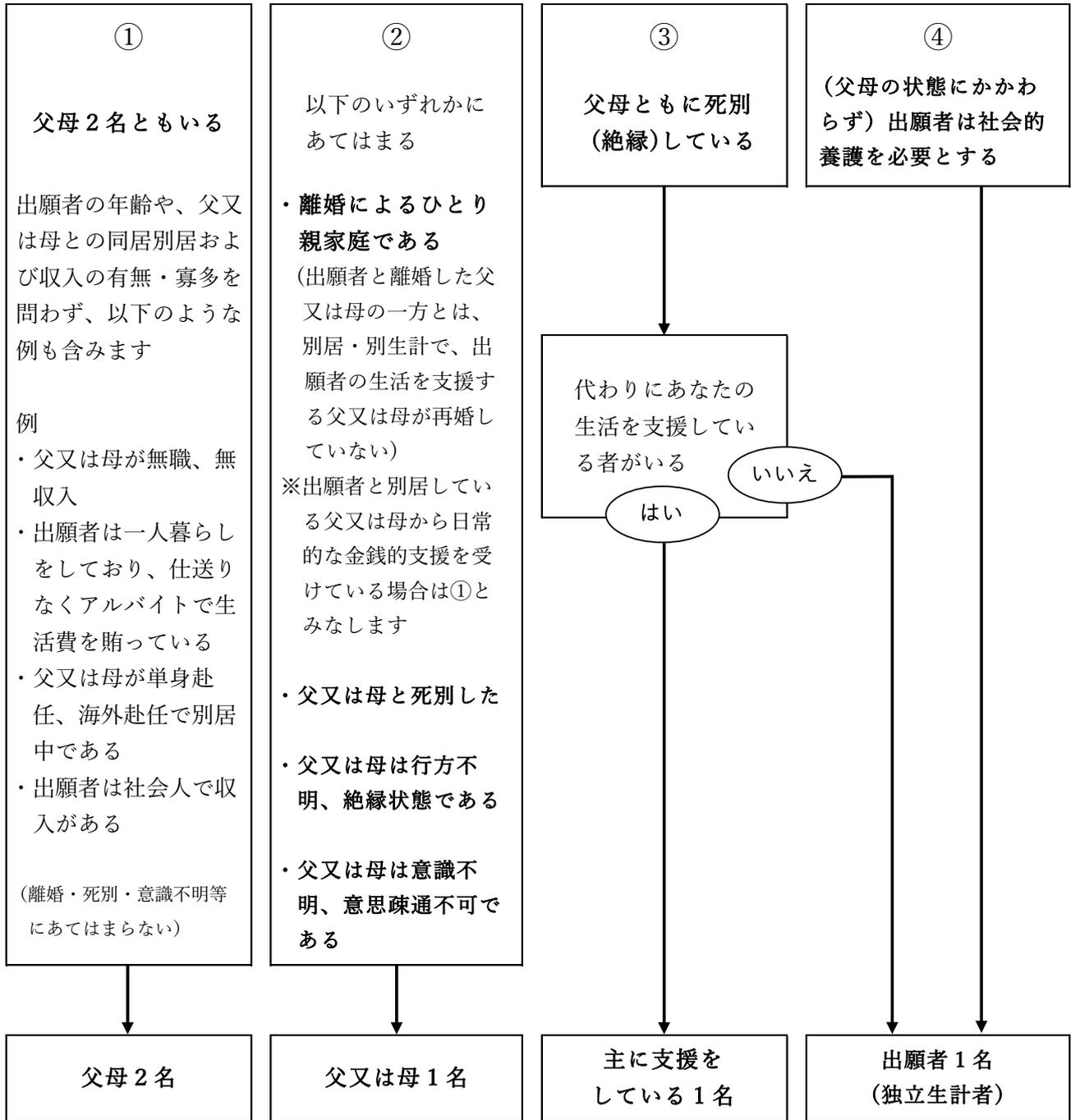
（注1）生計維持者は、無職（専業主婦(夫)）や扶養されている場合も含め、課税証明書を提出する必要があります。

（注2）事実関係が確認できる証明書の提出を求める場合があります。

【生計維持者確認チャート】

出願者の生計維持者が誰になるのか、確認することができます。

出願者の父・母はどのような状況ですか。①～④の中から選んでください。



※出願者が結婚している場合や子を扶養している場合、上記にあてはまらないケースがあります。奨学センターにお問い合わせください。

※上記ケースにあてはまらない方につきましては、奨学センターにお問い合わせください。

〒753-0072 山口市大手町2番18号 山口県教育会館内
公益財団法人 山口県ひとづくり財団 奨学センター
TEL (083) 933-4770 (平日 8:30~17:00)